

平成15年度 情報公開制度・個人情報保護制度運用状況

情報公開制度

情報公開制度とは、市民の皆さんが必要とする市政に関する情報を請求する権利を保障し、市民の皆さんからの請求に応じて市政に関する情報を市が公開する義務を負うことにより、市民の皆さんが市政へ積極的に参加をし、公正で開かれた民主的な市政を推進していくことを目的とした制度です。

個人情報保護制度

この制度では、市が保有している情報が対象となり、公開することを原則としますが、個人のプライバシーに関する情報など公開できないものもあります。

目的の外利用と外部提供の届出状況

この制度では、市が保有している情報が対象となり、公開することを原則としますが、個人のプライバシーに関する情報など公開できないものもあります。

制度を利用するには

この制度では、市が保有している情報が対象となり、公開することを原則としますが、個人のプライバシーに関する情報など公開できないものもあります。

市政情報の公開請求などの状況

平成15年度の市政情報の公開請求などの状況は、表1のとおりです。

区分	請求件数	決定内容			不服申立て
		全部公開	一部公開	非公開	
公開請求	8	4	4	0	0
任意的公開申請	0	0	0	0	0
計	8	4	4	0	0

表1 市政情報の公開請求などの状況

情報公開審査会

この審査会は、市政情報の非公開などの決定に対する

る不服の申立てを審査したり、情報公開制度の運営について審議したりします。

平成15年度は、1回開催されました。

目的の外利用と外部提供の届出状況

市民の個人情報、収集の目的の範囲内で利用することを基本として

すので、市の内部ではかの目的に利用(目的外利用)したり、市以外のものに提供(外部提供)したりすることは、原則として禁止されています。

しかし、①法令などに定めがある場合②あらかじめ本人の同意を得ている場合③災害時において、緊急かつやむを得ない理由がある場合④実施機関が公益上やむを得ないと認められる場合で個人情報保護審議会の同意を得たとき、のいずれかに該当する場合があります。

平成15年度の個人情報開示請求などの状況は、表2のとおりです。

なお、訂正請求はありませんでした。

実施機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会)は、市民の個人情報を取り扱う事務を開始し、変更し、または廃止しようとするときは、市長に届け出て、これを公示することが義務付けら

る場合には、例外として目的外利用、外部提供をすることができません。

平成15年度の目的外利用・外部提供の届出状況は表3のとおりです。

この審議会は、個人情報保護制度の運営について審議したり、自己情報の非開示・非訂正などの決定に対する不服の申立てを審査したりします。

平成15年度は3回開催されました。

この審議会は、個人情報保護制度の運営について審議したり、自己情報の非開示・非訂正などの決定に対する不服の申立てを審査したりします。

平成15年度は3回開催されました。

この審議会は、個人情報保護制度の運営について審議したり、自己情報の非開示・非訂正などの決定に対する不服の申立てを審査したりします。

平成15年度は3回開催されました。

この審議会は、個人情報保護制度の運営について審議したり、自己情報の非開示・非訂正などの決定に対する不服の申立てを審査したりします。

平成15年度は3回開催されました。

この審議会は、個人情報保護制度の運営について審議したり、自己情報の非開示・非訂正などの決定に対する不服の申立てを審査したりします。

平成15年度は3回開催されました。

この審議会は、個人情報保護制度の運営について審議したり、自己情報の非開示・非訂正などの決定に対する不服の申立てを審査したりします。

平成15年度は3回開催されました。

この審議会は、個人情報保護制度の運営について審議したり、自己情報の非開示・非訂正などの決定に対する不服の申立てを審査したりします。

表2 個人情報の開示請求などの状況

開示請求の内容	開示請求の件数	
	全部開示	一部開示
決定内容	3	4
非開示	3	0
不服申立て	0	0

個人情報取扱事務の届出状況

実施機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会)は、市民の個人情報を取り扱う事務を開始し、変更し、または廃止しようとするときは、市長に届け出て、これを公示することが義務付けら

る場合には、例外として目的外利用、外部提供をすることができません。

平成15年度の目的外利用・外部提供の届出状況は表3のとおりです。

この審議会は、個人情報保護制度の運営について審議したり、自己情報の非開示・非訂正などの決定に対する不服の申立てを審査したりします。

平成15年度は3回開催されました。

この審議会は、個人情報保護制度の運営について審議したり、自己情報の非開示・非訂正などの決定に対する不服の申立てを審査したりします。

表3 個人情報取扱事務・目的外利用・外部提供の届出状況

区分	個人情報取扱事務件数	目的外利用件数	外部提供件数
市長	293	115	37
教育委員会	76	10	4
選挙管理委員会	2	2	0
監査委員会	1	0	0
農業委員会	1	1	0
固定資産評価審査委員会	1	0	0
計	376	128	41

第46回「水道週間」

6月1日～7日 安心の笑顔ひろがる水道水



水は、私たちの生活には欠かせない「生命の源」です。水道の蛇口をひねるだけで、好きなだけ出てくる水、この便利さゆえに、ついむだに使っていかないでしょうか。限りある大切な水を有効に上手に使っていきましょう。

おいでください「水道なんでも相談」コーナー

節水型蛇口コマの取替え

実演や、メーターの見方、給水装置の展示など「水道についての相談」コーナーを開きます。当日は節水コマを無料配布します。皆さんお誘いあわせのうえ、お気軽

においでください。

日時：6月1日(火)午前10時～午後3時

場所：市役所前庭

問合せ：水道事務所工務係 ☎551・2911

上手に使って!大切な水

- いつものまにか水を無駄にいませんか?
- 歯みがき→コップに組むと5リットル節水
- 風呂→残り湯半分の再利用で90リットル節水
- シャワー→こまめに止めて?リットル節水
- 洗濯→ためすぎで55リットル節水
- 洗濯→バケツを使うと210リットル節水
- 節水コマ→6リットル節水

まちの話題

市内の小中学校にリサイクル車椅子が寄贈されました

4月26日、女性奉仕団体「国際ソプロチミスト福生」(会長田中圭子さん)から福祉の体験活動の教材にと6台のリサイクル車椅子が市に寄贈されました。

この車椅子は日の出町の特別擁護老人ホームから使用不能になった約20台の車椅子を譲り受け、市内の都立多摩工業高校の生徒の皆さんが再生させたもので、希望のあった2つの中学校と4つの小学校に寄贈されました。

車椅子を必要とする方への対応を学ぶために役立ててほしい、またリサイクルの大切さを理解してもらいたいとの趣旨で、老人ホームと多摩工業高校の協力により今回の寄贈が実現しました。田中会長は「多摩工業高校では、今後もこういったことにお話を聞き、支援していきたいと思えます。」と話されました。



多摩工業高校での修理